

注 (1) 達福期 『明実録』正統七年四月丁酉の条に入貢の記事がある。本文書の文末には、達不期と記されている。

(2) 伍是佳 『明実録』正統九年七月庚午、同十一年(一四四六)六月壬寅の条に、それぞれ「使臣伍是佳美」「使者伍是佳美」の記載があるが同一人か。

(3) 吉且坦 『明実録』正統七年七月丙子の条に入貢の記事がある。

1-17-13

世子尚忠より礼部あて、正旦令節の慶賀の進貢の事、福州に漂着した琉球船の軍器の返還を請う事の咨

(一四四二、九、一〇)

琉球国中山王世子尚忠、見^{けん}に慶賀等の事の為にす。

今、合に行うべき事理を將て開件す。咨して、照驗して施行するを請う。須らく咨に至るべき者なり。

計二件

一件、慶賀の事の為にす。今、使者明泰等を遣わし、表文一通を齎捧し、及び勇字号海船一隻に坐駕し、馬一十匹・硫黄二万斤を装載して京に赴き、正統八年(一四四三)の正旦令節を慶賀せしむ。通^とに進取^とを乞^こ請^こう。咨して施行を請う。

一件、風^{かぜ}に遭^あい飄流^{ひょうりゅう}せる船隻の事の為にす。近ごろ使者阿普斯古・通事沈志良等の告に拠るに称すらく、正統六年四月十九日に、本国の差を蒙り安字号海船一隻を管駕し、磁器等の物を装載し、

本国の印信明文の執照を齎執し、爪哇等の国の地面に前往し、胡椒・蘇木等の貨を兩平に收買し、回国して応に下年聖朝に進貢するに備うべし。期せずして、本船、海に在りて風に遭い槓根損失し、漂して福建福州府閩県の地面に至る。当に所在の都布按三司等の官の、本船の磁器等の物を將て收盤上庫し、具本して奏聞するを蒙るの外、方に給還を將て当に物料を自備し原船を修理するを行う。爪哇等の国に往かんと欲するも、又、三司等の官、原領去せる護船の軍器を將て、累ねて乞^こうも与^かえず、止^ただ回国するを得るのみ。告して施行を請う、と。此れに拠り参照するに、前^まころ切に本国は異物の進貢するに充つるに堪^たうるを欠乏するに縁^より、此の為に、及び照らすに、永樂十九年(一四二二)五月内に本国の差^{ちが}わす所の使者莧達古尼等、海船一隻を駕するも、軍器無きに因り、海に在りて倭賊の船二十余隻に劫殺せらる。以後の各船は俱^{とも}に軍器を領して人船を守護す。今、前事に照らして、遠国爪哇等の処に往く為の護船の軍器並びに在前の各進貢船の軍器は先例に依らず發還せよ。俱に福建三司等の官の留阻するを蒙らば、非常に遇^あうるも以て備禦する無きを恐るる在り。若し前の如きに遭い、以て陷害を致し、事以て阻まるるに及べば、深く未便と為す。理として合に事理を通行すべし。咨して奏聞を為すを請う。本国の使者明泰・通事李敬等に給付し領駕し護船して回国せしむれば便益ならん。咨して施行を請う。例に准^より、如し本国の来使明泰・通事李敬等に給付し領帶し護船して回国せしむるを蒙れば、

便益ならん。咨して施行を請う。須らく咨に至るべき者なり。

右、礼部に咨す

正統七年（一四四二）九月初十日

慶賀等の事

咨

注 (1) 明泰 『明実録』正統七年十二月甲寅の条に入貢の記事がある。

(2) 乞請う 原文は「乞咨請」とあり、「咨」は衍字か。

(3) 風に遭い：船隻の事 『明実録』正統六年閏十一月己丑の条に關連の記事がある。なおこの時の爪哇あての咨文（四〇一七）の末尾に遭難の記事がある。

(4) 阿普斯古 『明実録』正統六年閏十一月己丑の条、十一年二月庚戌の条に記事がある。

(5) 沈志良 『明実録』正統六年閏十一月の条（前出）に名がある。また（四〇一七）（四〇一九）によれば、通事として爪哇や暹羅に遣わされた。

(6) 両平に 双方公平に。

(7) 都布按三司 都指揮司・布政司・按察司を指す。

(8) 收盤上庫 徴収し検査して庫に納めること。

(9) 発還 返却する。

1-17-14

国王尚徳より礼部あて、冊封と先王への賜祭に謝して進貢する咨（一四六三、八、四）

琉球国中山王尚徳、謝恩等の事の為にす。

今、合に行うべき事理を將て開件し移咨す。照驗して施行するを請う。須らく咨に至るべき者なり。

計二件

一件、謝恩等の事。天順七年（一四六三）七月十三日、欽差の正使吏科右給事中潘榮・副使行人司行人蔡哲、官・軍人等を率領し、海船一隻に坐駕して国に到り、詔書・勅諭を開読し、冠服・礼物等の件を頒賜し、徳を封じて王と為し、並びに妃に綵幣を賜い及び先父王尚泰久に賜祭するを欽承し、此れを欽む。欽遵して俱に已に領受するを除くの外、徳、深く聖朝の恩寵を荷くし、固より当に親躬ら闕に詣りて天恩に拝謝すべきも、奈んせん遠く海邦を守るに縁り、天を拝して稽首す。理として合に通行すべし。特に、王舅王察都・長史梁賓等を遣わし、表文一通を齎捧し、及び勝字等号海船二隻を管駕し、若干の方物を装載して同に京に前赴して謝恩せしむ。具本して奏聞するを除くの外、咨して施行を請う。

一件、番貨の事。所有の胡椒・蘇木等の物は、各船に附搭して前來す。煩為わくは題奏し乞いて絹匹を給価するを加えんことを。